

平成 28 年度 事業計画 (案)

I. 基本理念

「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」

社会的孤立や貧困・格差といった地域の福祉課題・生活課題等に応じて、誰もが住み慣れた地域でいきいきと自分らしい生活を営めるよう一人ひとりのニーズを受けとめ、支援を行うとともに、地域全体の課題として解決をはかる仕組みづくり、福祉のまちづくりをすすめて参ります。

II. 重点目標

本会の基本理念である「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」の実現に向け、地域福祉を総合的に推進するとともに、介護保険事業部門においても、経営状況の安定に努め、また、事務執行における内部けん制を強化し継続していくため、次の 8 項目を重点目標に掲げ、事業を推進して参ります。

1. 法人の適正運営
2. 地域福祉活動の推進
3. 在宅福祉サービス事業の推進
4. 相談・援助活動の推進
5. 介護保険制度・支援費制度の適正かつ円滑な事業展開の推進
6. 各種施設等の管理受託運営
7. 福祉避難所に関する対応
8. 事務執行における内部けん制体制の強化

III. 事業計画

1. 法人・地域福祉事業部門

法人運営事業

(1) 会務の運営及び役員体制の充実

理事会、評議員会、監査会を開催し会務の運営に必要な事項を審議すると共に、適宜、正副会長会議や職員会議を開催し案件を協議します。

また、役員の関係する研修会への参加促進により組織の活性化を図ります。

(2) 職員の資質向上

職員関係研修会への参加促進や福祉サービスの自己評価の取組を通じ、職員の資質向上を図ります。

(3) 住民への情報開示、提供

① 社協だより等の発行を年2回程度行い、また町内会との福祉懇談会を開催するなど社協の組織、事業内容や福祉情報の発信に努め、広報活動の推進を図ります。

② 「社協ホームページ」を開設し、定期的に情報を更新し、町民や町民以外の方へも広く情報を公開して行きます。

(4) 委員会の設置

① 福祉サービス苦情解決第三者委員会

② 生活福祉資金貸付調査委員会

③ たすけあい資金貸付委員会

(5) 福祉活動資金の財源確保

① 社協会員の加入促進

② 共同募金運動の推進

③ 町補助金、受託金の安定確保

(6) 財務管理の適正化促進

① 職員の意識改革

外部講師を招いての職場内研修を実施します。

② 内部けん制体制の構築

管理体制の確立により内部けん制体制をいっそう推進します。

③ 会計専門家による定期的経理指導

常に会計帳簿等適正な経理となるよう公認会計士の定期的な指導と点検、チェックを受けます。

④ 内部監査の実施

職員相互による内部監査を年4回実施いたします。

⑤ 職場のコミュニケーション対策

職場のコミュニケーションを図ることで、より良い信頼関係を築き、相談しやすい環境づくりを構築します。

(7) 各種事業の調整及び関係機関との連絡調整

(8) 福祉避難所に関する対応

福祉避難所の確保に関する協定の締結により災害時等に対象者となる方受け入れをします。(受入対象：高齢者・要介護1以上)

福祉基金の活用

福祉基金の適正な運用を図りつつ、福祉財源として活用することで必要な地域福祉事業を継続して実施していきます。

地域福祉推進事業

(1) 町大会の開催と県・郡大会への参加

- ① おいらせ町社会福祉大会の開催
- ② 上北郡社会福祉大会への参加
- ③ 青森県社会福祉大会への参加

(2) 福祉教育の推進

- ① 町内小中高校との連携・協働
 - ・百石高校　・百石中学校　・下田中学校　・木ノ下中学校　・百石小学校
 - ・甲洋小学校　・木内々小学校　・下田小学校　・木ノ下小学校
- ② ボランティア出前講座の推進
 - ・高齢者擬似体験、車椅子体験等の実施

(3) 福祉協力員の委嘱

(4) 被災者等援護活動

(5) 要援護者世帯の調査活動

地域包括支援センターと連携し高齢者等見守り世帯の把握に努めます。

(6) 日常生活自立支援事業(あっぷるはーと)の推進

- ① 基幹的社会福祉協議会(八戸市社協)との連携と初期相談の受付
- ② 生活支援員との連携、支援

(7) 保健・医療・福祉の連携強化

地域ケア会議での情報交換や、各関係機関との連携を図ります。

(8) 介護用品貸付(車椅子などの貸し出し)

高齢者等福祉推進事業

- ① 独居高齢者いきいきサロン 年5回 (社協実施型)
- ② 独居高齢者ふれあい交流事業 年3回 (社協実施型)
- ③ 福祉レクリエーションの開催
- ④ 長寿福祉フェスティバルの開催
- ⑤ その他 老人クラブ他福祉団体事業実施への支援協力

心配ごと相談事業

心配ごと相談所の開設

- ① 一般相談所の開設 月1回
 - ・相談員4人体制
 - ・毎月 第1水曜日 いきいき館 10時～12時
- ② 特別相談所の開設
 - ・弁護士を相談員とする法律相談所を年3回開設する。

ほのぼのコミュニティ21推進事業

地域において見守りが必要である在宅の一人暮らし高齢者等に対し、交流する中で生活相談や精神的支えとなる見守りネットワークを形成することで地域住民による見守り活動を推進支援します。

- ① ほのぼの交流協力員事業
- ② 見守活動推進事業(見守り活動連絡会・見守り活動研修会)
- ③ ボランティア活動促進事業

ボランティアセンター活動事業

- ① 相談、あっせん及び募集事業
- ② 児童、生徒等のボランティア体験事業
- ③ ボランティアまつり開催事業
- ④ ボランティア情報誌の発行(年2回)
- ⑤ 収集ボランティア活動の促進及びボランティア講座への参加促進
- ⑥ おいらせ町災害ボランティア連絡会設立

共同募金配分金事業

- (1) 身障いきいきサロン事業（社協実施型）
 - ・福祉プラザを拠点とした身障いきいきサロンを年5回開催
- (2) 高齢者年末見守り活動事業
 - ・独居高齢者世帯等への安否確認を兼ねたおせち弁当の配食（年末）
- (3) 福祉団体及びボランティア活動団体への助成金交付
 - ・老人クラブ連合会　・単位老人クラブ　・身体障害者福祉会
 - ・母子寡婦福祉会　・子ども会育成連合会　・保育会　・更生保護女性会
 - ・赤十字奉仕団　・連合婦人会　・こでまりの会　・家族介護者の会
- (4) 児童、生徒夏・ぼらんていあ体験学習の実施

たすけあい資金貸付事業（町社協単独事業）

資金貸付及び要援助者の自立に向けた相談支援を行う、償還指導による不良債権の解消と貸付原資の確保を図ります。

高額療養費貸付事業（国保世帯対象）

おいらせ町国民健康保険加入世帯で、入院等により、1ヶ月の医療費が高額になりお支払いに困っておられる方に、高額医療費として支給される見込額の9割までを貸付する制度です。（自己負担限度額及び食事代等の保険適用外は、貸付対象外です。）

生活福祉資金貸付事業

県社協との連携により、相談申込者世帯の自立に向け資金貸付に関する相談援助や申請手続きを支援します。また、償還促進運動を実施し不良債権の解消を図ります。

必要に応じ生活困窮者自立支援制度相談支援実機関との連携を図ります。

福祉安心電話サービス事業

県社協が実施主体となり、町担当課との連携により在宅の一人暮らし高齢者等の自宅へ、緊急通報装置と火災報知器を設置し、また地域における見守りや支援の体制作りを行います。

外出支援事業（有償）

自力では通院が困難な方を対象に通院にかかる移送サービスを行います。
町委託の条件に合致しない場合は、社協独自の移送サービスを実施します。

身障デイサービス事業（基準該当障害者デイサービス事業）

生きがい通所事業（生きがい活動支援通所事業）

軽度生活援助事業（家事事業費補助方式）

配食サービス事業（食の自立支援事業）

町より委託を受け、在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、配食ボランティアによる配達と声掛けにより、見守りや安否確認を行います。

地域住民グループ支援事業

町内を単位として、一人暮らし高齢者等が集まれるサロンを開催する事で高齢者の地域社会とのつながりを持つ場を作り、支援者による声掛けにより安否や健康状態の把握を図ると共に、地域住民による地域福祉を支援します。

○ 地域密着型「ふれあい・いきいきサロン」実施地区の支援活動

37 地区(延べ193回開催予定)

- ・年10回開催地区 6地区予定
- ・年5回開催地区 23地区予定
- ・年3回開催地区 5地区予定
- ・年1回開催地区 3地区予定

ほがらか教室事業

老人福祉センターを活動拠点とし高齢者等の生きがい及び教養・学習活動として、10教室及び自主活動(講座) 3教室を開設します。

地域福祉センター管理運営事業

地域福祉センター（いきいき館）の管理受託運営

福祉プラザ管理運営事業

福祉プラザ（のびのび館）の管理受託運営

老人福祉センター管理運営事業

老人福祉センターの管理受託運営

2. 介護サービス事業部門

介護サービス事業の基本姿勢

利用者を尊重したサービス提供につとめ、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、良質かつ適切なサービス提供をしていきます。

また、働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりを推進し、それぞれの専門性を活かしていきいきと活躍することができる職場づくりを目指すことを基本姿勢とします。

- ① 月例ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ② 職員の外部研修への積極的参加及び内部研修の実施

居宅介護支援事業・・・(ケアマネ)

営業日： 月曜から金曜日、ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く

営業時間： 午前8時00分～午後5時00分

通所介護事業・・・(デイサービス)

営業日： 月曜日から土曜日、ただし、1月1日から1月2日までを除く

営業時間： 午前8時00分～午後5時00分

訪問介護事業・・・(ヘルパー)

営業日： 年中無休

営業時間： 午前7時00分～午後7時00分

居宅介護事業・・・(障害者福祉サービスにおける訪問介護)

営業日： 年中無休

営業時間： 午前7時00分～午後7時00分